

## 琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運営事業者募集要項

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」について、公募型プロポーザル方式により運営事業者の選定を行いますので、次のとおり提案を広く募集します。

### 1 業務の概要

- (1) 名称  
琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運営業務
- (2) 内容  
別添仕様書参照
- (3) 期間  
令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

### 2 使用料

以下の最低使用料を基準とし、使用料を提案すること。

73,000円以上（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

※ 上記の最低使用料を固定額とし、固定額とは別に、売上歩合（%）による使用料の提案も可とする。ただし、売上歩合により算出される使用料は最低使用料に含むことはできないものとし、固定額だけで73,000円を下回る金額での応募は受け付けない。

※ 売上歩合（%）については、本事業における実際の売上収入を基に計算した金額を納入すること。

※ 1,000円単位で提案すること。

### 3 参加資格要件

以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 「京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（物品）」（以下「競争入札参加有資格者」という。）に登載されている者又は京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項各号に定める者であること（複数の事業者で構成される共同事業体としての参加も認める。）。
- (2) 本件公表の日から、本市が運営事業者を通知する日までの間において、要綱の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する意思があること。

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 質問者  
本要項及び仕様書等について質問ができるのは、上記3の参加資格要件を満たしている者とする。
- (2) 質問受付期間

令和5年3月7日（火）正午までとする。

(3) 質問方法

電子メールでの受付とし、本書末尾の宛先に問い合わせること（電話又は面談での質問は受け付けない。）。

(4) 回答

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和5年3月10日（金）までに、京都市上下水道局ホームページに掲載する（個別には回答しない。）。

5 応募書類

(1) 提出資料

提出資料	説明	部数
提案書 (任意様式)	別添仕様書9(1)から(5)に定めた内容	6部
見積書 (任意様式)	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を表紙に記入したうえ、代表者印を押印すること。また、別添仕様書4に示した業務ごとに内訳を明記すること。 ・ 見積書の宛先は「京都市公営企業管理者上下水道局長」とすること。	6部
類似業務の実績に関する資料	委託業務に類似・関係すると思われる業務実績について、案件名及びデザインが分かる資料並びに契約書の写し（件名、契約日及び契約期間の記載ページのみで可。）を提出すること。	6部
提案企業概要 (任意様式)	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）、設立年月日、事業概要を記載すること。 また、上記の内容を記載している場合は、企業案内パンフレットの提出によって代えることができる。	6部
各種証明書 ※競争入札参加有資格者でない場合 (原本、申込日から3か月以内に発行されたもの。)	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本 (法人の場合のみ)	1部
	印鑑証明書	1部
	法人税又は所得税及び消費税の未納がないことを証する納税証明書	1部
	京都市の市民税及び固定資産税の未納がないことを証する納税証明書 ・ 法人にあっては、京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあっては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有する場合のみ。	1部
	調査同意書（水道料金・下水道使用料）（指定様式） ・ 京都市内に事業所等があり、当該事業所等の水道の使用人名義が応募者（共同事業体にあっては、その代表者又は構成員）名義の場合のみ。	1部
	京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書（指定様式）	1部

(2) 提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時必着

※ 紙出力のうえ本書末尾の宛先に郵送または持参すること。

※ 持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く。）とする。

## 6 評価及び運営事業者の選定

提出された提案については以下のとおり評価を行い、運営事業者を選定する。

(1) 評価方法

ア 評価基準（別紙）に基づき採点し、評価者4名の合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得たものを運営事業者とする。ただし、基準点を400満点中240点とし、最高得点が基準点未満の場合は、当該事業者について、本業務を適切に履行する能力を有すると認められないと判断し、運営事業者として選定しない。

イ 最高得点の者が複数あるときは、収益性に係る評価点が最も高い者を運営事業者とする。同評価点と同じ場合は、事業性に係る評価点が最も高い者を運営事業者とする。以上によっても運営事業者を決定できない場合は、抽選により運営事業者を選定する。

ウ プロポーザル応募書類を提出した者が1者のみの場合、合計点数が基準点を超える場合のみ、当該応募者を運営事業者として選定する。

エ 運営事業者を選定できなかった場合は、再度公募を実施する。

(2) 評価者

評価者は以下の職員をもって構成する。

- ・ 上下水道局総務部総務課 総務課長
- ・ 同 広報・ICT担当課長
- ・ 同 琵琶湖疏水記念館館長
- ・ 同 協働推進係長

(3) 結果の通知

運営事業者に対して「選定通知書」により、選定されなかった者に対しては「非選定通知書」によりその旨を、令和5年3月中旬頃に通知する。

なお、評価結果についての異議は、一切認めないものとする。

(4) 評価結果の公表

評価結果については、参加した事業者及び評価点を、上下水道局ホームページにおいて公表する。

## 7 決定後の手続

(1) 決定者は、京都市上下水道局公有財産及び物品規程に基づき、市有財産の使用許可の手続を行うものとする。当局指定の様式による市有財産使用許可申請書等を提出すること。

(2) 使用許可書発行後であっても、次の場合には、使用許可を取り消すことがある。

なお、この場合、本市に損害が生じたときは、運営事業者にその損害を賠償していただくこととなる。

- ア 使用許可条件に違反したとき
- イ 本市の数度に及ぶ是正指示に従わないとき
- ウ 運営事業者の財政状態が悪化し、又は悪化するおそれがあるという相当の事由があるとき
- エ 施設内の秩序を乱す行為があったとき
- オ 実施内容が提案内容と大きく異なるとき

## 8 その他

- (1) 提出資料の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出資料は応募者に返却しない。

## 9 宛先・問合せ先

京都市上下水道局総務部総務課

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町 11 番地 3 (担当 前田、安福)

電話：075-672-7709 FAX：075-682-2711

電子メール：s.koho@suido.city.kyoto.lg.jp

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運營業務に係る  
評価項目及び評価基準

各評価項目について、以下の5段階にて評価を行う。ただし、提案使用料については計算式にて評価を行う。

- A 具体的かつ独自の工夫が見られ、高い効果が見込まれるもの・・・配点の100%  
 B 具体的かつ独自の工夫が見られ、やや高い効果が見込まれるもの・・・配点の80%  
 C 具体的かつ独自の工夫が見られ、効果が見込まれるもの・・・配点の60%  
 D 具体的かつ独自の工夫が見られ、若干の効果が見込まれるもの・・・配点の40%  
 E 具体的な工夫が見られない又は効果が見込まれないもの・・・配点の20%

項目 区分	評価項目	配 点	評価の視点
信頼性 (20点)	人員配置・業務行程 の妥当性	5	・人員配置・業務行程等は妥当であるか
	過去の関連事業実績	10	・過去に同種・類似の事業を実施したことがあり、業務遂行に必要な実績・ノウハウを有しているか
	市内での事業実績	5	・京都市内における本社又は事業所・店舗等の有無
収益性 (50点)	提案使用料	30	・本市最低使用料との比較（以下表参照）
	収支計画	20	・収支見込・資金計画内容、収支計画の妥当性、収益性の高さ等
事業性 (30点)	事業の適性	10	・テナント区画の規模が事業に合っているか ・業務量に応じた人員体制が組めているか ・実効性のある提案となっているか等
	創意工夫	20	・事業運営に創意工夫があるか ・疏水に関するオリジナルメニューなど、琵琶湖疏水記念館にとって魅力ある提案内容となっているか ・集客力を高める独自の工夫があるか ・メニューはドリンクのみならず、軽食の提供があるか
合計点		100	

<収益性（提案使用料）評価表>

	A	B	C	D	E
使用料(円)	153,000 以上	133,000～ 152,999	113,000～ 132,999	93,000～ 112,999	73,000～ 92,999

※ 売上歩合による使用料の提案があった場合は、固定額に加えて、期間中の売上を100万円と仮定し算出された金額を、上記の評価表において合算したうえで評価する。